

旅 費 補 助 規 定

和歌山県テニス協会

1 県内旅費は下記のとおり支給する。

対象：会議出席、コーチ・指導員・各種講習会講師派遣など

(往復交通費)

旅 費	和歌山市	海 南	紀 の 川	有 田	橋 本	御 坊	田 辺	新 宮
和歌山市	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円	4,000円	6,000円	10,000円
海 南	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円	5,000円	9,000円
紀 の 川	2,000円	2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	4,000円	6,000円	10,000円
有 田	2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	4,000円	2,000円	4,000円	8,000円
橋 本	3,000円	2,000円	1,000円	4,000円	1,000円	5,000円	7,000円	7,000円
御 坊	4,000円	3,000円	4,000円	2,000円	5,000円	1,000円	2,000円	4,000円
田 辺	6,000円	5,000円	6,000円	4,000円	7,000円	2,000円	1,000円	2,000円
新 宮	10,000円	9,000円	10,000円	8,000円	7,000円	4,000円	2,000円	1,000円

海 南・・・海南市、紀美野町

紀 の 川・・・岩出市、紀の川市

有 田・・・有田市、有田川町、湯浅町、広川町

御 坊・・・御坊市、日高川町、由良町、日高町、美浜町、印南町

橋 本・・・橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町

田 辺・・・田辺市、白浜町、みなべ町、上富田町、すさみ町

新 宮・・・新宮市、那智勝浦町、古座川町、串本町、太地町、北山村

以下のもので宿泊を伴うものは、

1 日分の交通費／台、宿泊代 7,000円／泊・人＋運営費／日・人とする。

- ・PLAY&STAY テニス教室
- ・和歌山県クラブ対抗テニス大会（日置川）
- ・ダンロップカップ関西ジュニアテニスサーキット第5戦（日高川町）
- ・その他

※各委員会は旅費に替えて、時給とすることができる。(500円／H または相当額会食費)

2 県外旅費は下記の通り支給する。

対象：会議出席、審判員派遣、選手やコーチ招聘・派遣など

実費精算とする。(支払額を下回らない500円単位で支給する。)(役務費は別途支給。)

※精算時には、必ず領収書を添付する。(駐車場代も含む。)

※自動車利用の場合、ガソリン代 150円／L、燃費 10km／L として計算する。

(高速道路でETC利用時はETC 料金で精算する。)

※靱テニスセンター及び関西テニス協会の会議への旅費については一律5,000円とする。

(ガソリン代・駐車場代を含む。)

※実情を考慮し理事会で適時再考する。

3 宿泊費は下記の通り支給する。

7,000円／泊として支給する。

※近畿圏は基本的に泊を認めない。

※宿泊を要するかどうかは常識の範囲で判断する。

4 主催団体等による旅費補助や旅費規定がある場合は、上記によらないか又は上記を準用する。

施行 平成 4年 4月 1日

改訂 平成28年 4月17日

改訂 平成10年 4月26日

改訂 平成19年 4月22日

改訂 平成20年 4月20日

改訂 平成26年 4月20日